

# 預保納付金の具体的使途について（概要）

論  
点  
の  
整  
理

## ○ 預保納付金の具体的使途に関連する論点の整理

### (1) 返金率の向上

➢ 救済制度の周知徹底を継続。

➢ 金融機関がより積極的に「被害が疑われる者」へ連絡するための取組みについて検討するよう、業界に対して要請。

⇒ 本年3月、全国銀行協会は、事務取扱手続を改正。連絡対象者を選択する標準的な目安の設定や連絡方法の統一化を実施。

### (2) 預保納付金の具体的使途（検討の前提）

① 「留保割合」の考え方

➢ 預保納付金の納付状況等を踏まえると、大幅に引き下げても制度の円滑な運用に支障はなく、必要額を確保可能。

⇒ 現行の100%から10%へ引き下げ。

② 留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方

➢ 預保納付金の納付状況等を踏まえつつ、常時一定金額を留保しておくことが適当。

⇒ 留保金額の累積額が1億円を超えたときには、その1億円を超える部分は、「必要がなくなった」として留保を解く。

※誤って失権された預金者等の事後的な救済に備えるため、預保納付金の一定割合を留保しておくこととされている。  
 ※一旦留保した預保納付金についても、上記の事後的な救済のための支払の「必要がなくなったとき」には、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている。

預  
保  
納  
付  
金  
の  
具  
体  
的  
使  
途  
に  
関  
す  
る  
案

## ○ 預保納付金の具体的使途（二本の柱）

### (1) 犯罪被害者等の子供に対する奨学金

➢ 犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、日常生活に加え十分な額の子供の教育費を支出することは困難な場合も。

⇒ 預保納付金により、犯罪被害者の子供への奨学金制度を充実。

➢ 子供の教育機会を確保し、事件を契機に社会から「疎外感」を感じることもある子供を社会全体で温かく支えること（社会的包摂）も重要。社会の支えが十分であれば、将来的に子供の社会への貢献意欲が高まることも期待。

※奨学金は給付（贈与）ではなく貸与することが適当。就職して返済してもらうことにより、卒業後、自分が社会により支えられたことを思い起こす機会を提供するとともに、就職して自立するようインセンティブの付与を図ることが重要。また、子供が安易にニートの途を選択することのないよう促すという社会的意義も有する。

※一定の要件を満たす場合は、奨学金の返済免除又は軽減を行うことも考えられるが、具体的な要件等については、貸与人数や返済率等、今後の実績を踏まえて検討することが適当。

※貸与対象は、高校生から大学院生までとし、年間200人～300人程度の申請を想定。貸与金額の上限は、例えば大学生で月額10万円程度、高校生で月額数万円。

### (2) 犯罪被害者等支援団体に対する助成

➢ 犯罪被害者等が必要とする支援の内容は、行政主導の公的な支援ばかりではなく、病院等への付き添いや自宅訪問など多岐にわたる。

⇒ 被害者支援のノウハウが蓄積されている民間支援団体による迅速かつ柔軟な支援活動が必要。

- ・ 犯罪被害者等支援団体の財政基盤は脆弱。
- ・ NPO法人等として活動しており、政府の推進する「新しい公共」の担い手としても育成、発展を図っていくことが必要。
- ・ 助成対象としては、基本的に、広く犯罪被害者等を支援する団体を想定しているものの、必ずしもこれに限定しない。
- ・ 政府で検討が進められている「パーソナル・サポート・サービス」の確立に「支援関係機関」の一つとして寄与。

⇒ 支援活動を充実・強化。

⇒ 奨学金貸与と団体助成の担い手としては、犯罪被害者等支援の知見を有しない預金保険機構ではなく、こうした事業を適正かつ公正に実施可能な団体（例えば以下の要件を満たす団体）に行わせることが適当。

- ① 犯罪被害者等支援に関する実績や知見を有すること、② 非営利の法人であること、③ 政治的中立性があり、公平な活動が期待できること、④ 既存業務との区分経理を行うこと、⑤ 多額の資金を預かる事業に相応しい運営・管理能力を有すること、⑥ 団体助成を行うにあたり、自らを助成対象としないこと、⑦ 外部有識者等による委員会を設置すること、⑧ 定期的な情報公開を行うこと、⑨ 資金の貸与につき、法令上の要件を備えること 等

※振り込め詐欺等の被害者に対して追加的に返金するとの案については、預保納付金の由来と整合的であることのみをもって優先して支出すべきであるとは言えず、また、被害者間の公平を考慮すると、一人当たりの返金額は少額となることに加え、返金のために膨大なコストがかかるなど、費用対効果の観点からも適当でない。

※振り込め詐欺等の被害者の訴訟費用等を支援するとの案については、訴訟提起等を行わない被害者には何らメリットがなく、また、得られる損害賠償金等は加害者側が保有する財産次第の面があり、費用対効果の観点から適当ではない。